

請 書

委託業務名 媛スマ県内PR事業委託業務
委託金額 ￥ ー (内消費税及び地方消費税 円)
納品期日 令和2年12月28日
納品場所 愛媛県農林水産部水産局漁政課 (愛媛県庁第1別館7階)
契約保証金 免 除

上記について、次の各項を遵守して実施することをお請けいたします。

- この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継をしないこと。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでないこと。
- 前項ただし書に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした貴方の弁済の効力は、愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。
- 実施期日に委託業務を実施することができない理由が生じたときは、遅滞なく、その理由を提出すること。
- 契約を履行し難いと認められたとき又はこの請書の各項に違反したときは、何時でも契約を解除されても異議なく、解約による当方の損害については、賠償を求めないこと。また、違約により貴方に与えた損害は賠償すること。
- 契約の締結に要する費用及び業務の実施に必要なすべての費用は請人の負担とすること。
- 委託事業の実施上作成した成果品は県の所有とし、請人が複写、複製、抜粋その他の形式により他の利用に供する場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- この請書及び愛媛県会計規則に定めのない事項については、貴方と請人において協議して定めること。

令和2年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
請 人
氏 名